

平成29年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第103号 別府市個人情報保護条例及び別府市情報公開条例の一部改正について
- 議第104号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第105号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第106号 別府市土地開発基金条例の廃止について
- 議第107号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第108号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第109号 別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第110号 別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第111号 別府市PFI事業等事業者選定委員会設置条例の制定について
- 議第112号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第113号 指定管理者の指定について

議第103号

別府市個人情報保護条例及び別府市情報公開条例の一部改正について

1 趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の一部改正に伴い、個人番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にする等のため、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第1条 別府市個人情報保護条例の一部改正

ア 条例第2条第2号の個人情報の定義を次のように改めます（取消線部分を削り、下線部分を加えます。）。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、~~生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）~~次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

イ 条例第2条第3号に次のように個人識別符号の定義を追加します。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（略）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

ウ その他字句の整理をします。

(2) 第2条 別府市情報公開条例の一部改正

第7条第1号中の「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加えます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 総務部総務課

議第 104 号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び水道企業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (4) 別府市水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区分	現行	平成 29 年 12 月分	平成 30 年 4 月以降
6 月	155/100	—	157.5/100
1 2 月	170/100	175/100	172.5/100

3 施行期日 平成 30 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日。一部は同年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 105 号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第 1 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当（平成 29 年 1 2 月支給分）の支給率を 85/100 から 95/100（再任用職員にあっては 40/100 から 45/100）に改定します。（第 17 条関係）

イ 給料表を全部改正します。（別表第 1 関係）

第 2 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当（平成 30 年 4 月以降支給分）の支給率を 95/100 から 90/1

00（再任用職員にあっては 45/100 から 42.5/100）に改定します。（第 17 条関係）

イ 給料表の一部を改正します。（別表第 1 関係）

第 3 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給料表を改定します。（第 7 条関係）

イ 特定任期付職員に係る期末手当（平成 29 年 12 月支給分）の支給率を 162.5/100 から 167.5/100 に改定します。（第 8 条関係）

第 4 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に係る期末手当（平成 30 年 4 月以降支給分）の支給率を 167.5/100 から 165/100 に改定します。（第 8 条関係）

第 5 条 別府市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成 29 年度における扶養親族たる子についての扶養手当の額を「7,500 円」から「8,000 円」に改めます。（附則第 2 項関係）

3 施行期日 平成 30 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日。ただし、第 2 条及び第 4 条は、同年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 106 号

別府市土地開発基金条例の廃止について

1 趣旨

公共用地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため、平成 3 年に別府市土地開発基金を創設してこれまで運用してきましたが、近年の地価下落により先行取得の経済効果が期待できず、基金設置の必要性が薄れたため、条例を廃止します。

2 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

3 担当課 企画部財政課

議第 107 号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定の申請に対する審査について手数料を定めること。
- (2) 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、条項移動等が生じたこと。

2 議案の内容

- (1) 別表第3に次の手数料を定めます。
 - ・指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料 15,000円
 - ・指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料 9,000円
 - ・指定居宅介護支援事業者指定申請手数料 15,000円
 - ・指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料 9,000円
 - ・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料 5,000円
 - ・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料 3,000円
 - ・指定介護予防支援事業者指定申請手数料 5,000円
 - ・指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料 3,000円
 - ・第1号事業指定事業者指定申請手数料 5,000円
 - ・第1号事業指定事業者指定更新申請手数料 3,000円
- (2) 別表第6において引用する建築基準法の条項の整理及び字句の整理をします。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 別表第3の改正関係 福祉保健部高齢者福祉課
別表第6の改正関係 建設部建築指導課

議第108号

別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

実相寺多目的グラウンドの開場時間を変更すること及び使用料を設定すること等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 第2条の表に定める施設の名称のうち「実相寺多目的グラウンド」を「実相寺多目的グラウンド」に改めます。
- (2) 第4条第1項の表に定める施設の開館時間又は開場時間を次のように改めます。

施設	現行	改正案
弓道場	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
実相寺サッカー競技場 管理棟	午前8時30分から午後7時まで	4月から9月までの期間は午前8時30分から午後7時まで、10月から翌年3月までの期間は午前9時から午後5時まで
実相寺多目的グラウンド	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後10時まで

(3) 実相寺多目的グラウンドの使用料を次のように定めます。

区分			金額
天然芝部分	一般	全面1時間につき	3,140円
		半面1時間につき	1,570円
	高校生	全面1時間につき	2,355円
		半面1時間につき	1,177円
	小学生・中学生	全面1時間につき	1,570円
		半面1時間につき	785円
照明設備		全面全灯1時間につき	1,620円
		全面半灯1時間につき	810円
		半面全灯1時間につき	810円
		半面半灯1時間につき	405円

3 施行期日 平成30年4月1日

4 担当課 教育委員会スポーツ健康課

議第109号

別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 趣旨

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）により、土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部が改正され、条例が引用す

る条に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 条例の趣旨に土地改良法第91条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収についても定めることを規定します。(第1条関係)
- (2) 引用する土地改良法の条項の整理及び字句の整理をします。(第3条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 経済産業部農林水産課

議第110号

別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 趣旨

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）により、土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部が改正され、条例が引用する条に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 引用する土地改良法の条項の整理及び字句の整理をします。(第1条、第2条及び第4条関係)
- (2) 第3条（賦課に対する異議の申立）を削ります。(行政不服審査法の適用があるため)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 経済産業部農林水産課

議第111号

別府市PFI事業等事業者選定委員会設置条例の制定について

1 趣旨

民間資金等を活用して公共施設等の整備等を実施する事業(PFI事業等)の民間事業者の選定等について、公平性及び透明性を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による市長の附属機関として別府市PFI事業等事業者選定委員会を設置することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 条例には、趣旨、設置、所掌事務、組織、委員の責務等を定めます。
- (2) P F I 事業等事業者選定委員会は、P F I 事業等ごとに設置します。
- (3) 所掌事務は、P F I 事業等の実施方針、P F I 事業等の選定、民間事業者の募集、民間事業者の選定等に関する事項とします。
- (4) P F I 事業等事業者選定委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- (5) 附則で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の一部を改正し、委員の報酬（日額7,000円）及び費用弁償（旅費）について定めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 共創戦略室公民連携課

議第112号

旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

1 趣旨

大分県が土砂等災害対策として実施する境川災害関連緊急砂防事業で対象土地が用地買収されることに伴い、対象土地の旧慣を廃止します。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所在	地番	地目	実測面積
別府市大字南立石字長谷川	6番1	保安林	631.84㎡

(2) 旧慣を廃止するための事項

南立石財産管理委員会に対して、金216,089円を交付する。

3 担当課 経済産業部農林水産課

議第113号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

- 2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
地獄蒸し工房鉄輪
- 3 指定管理者となる団体
地獄蒸し工房鉄輪共同事業体
別府市富士見町10番20号
旭環境管理株式会社
別府市石垣東七丁目2番14号
有限会社割烹平家
- 4 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 5 担当課 観光戦略部観光課